

Newsletter

31 August 2018

グローバル移転価格セミナーのご案内

ベーカーマッケンジーでは、毎年ご好評をいただいております移転価格税制セミナーを、本年は、9月25日(火)午後より開催させて頂く運びとなりました。

メインセッションにて各国の移転価格税制に関する最新状況をお聞きいただいた後に、少人数のグループに分かれてご関心のあるテーマのセッションにご参加いただく形式を企画しております。

Break-out セッショントピック

- 米国トランプ税制の現況
- 金融機関や、その他の企業における金融取引に係る移転価格問題
- IT 業界及び、その他企業における 関連者間 IT サービスに係る移転 価格問題
- アジア太平洋地域における移転価 格税制に係る最新情報
- M&A 取引及びポスト・マージャー・ インテグレーション (PMI)における 移転価格問題を中心とした法務と 税務

詳細はこちらからご確認ください。

<お問い合わせ> 03 6271 9900(担当:三島) seminar.tokyo@bakermckenzie.com

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 25

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 25 となる本号では、タックスヘイブン税制の改正に係る M&A、Post-Merger Integration への影響等、最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

● <u>タックスへイブン税制の改正(特定の株式譲渡益の除外及び異常超過利益の</u> 合算等)に係る M&A、Post-Merger Integration への影響等

2. アジア

- 中国:最高人民法院、深圳市及び西安市に国際商事裁判所を設立
- ベトナム:国会が新競争法を採択
- <u>香港:少数株主保護を目的とした、公開買付・合併・自己株式取得コード</u> の改正

3. 欧州

- EU:第5次マネーロンダリング指令を施行
- 英国:確定版コーポレートガバナンス・コードの公表

1. 日本

タックスへイブン税制の改正(特定の株式譲渡益の除外及び異常超過利益の合算等)に係る M&A、Post-Merger Integration への影響等

1. 概要

平成 29 年税制改正によるタックスへイブン税制の全面改正の規定、平成 30 年税制改正によって導入された一定の外国子会社の株式譲渡益の合算所得からの除外規定が、外国子会社における平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用されることになっている。タックスへイブン税制による合算所得は、外国子会社の事業年度終了の日から 2 か月を経過する日を含む内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される。そのことから、これらの改正後のタックスへイブン税制による影響は、3 月末決算の日本法人及びその外国子会社の場合、日本法人の 2020 年 3 月 31 日終了事業年度の確定申告から生じることになる。

これらのタックスへイブン税制の改正を踏まえたうえでの、日系多国籍企業による外国企業の買収及び買収後再編等の実務が始まるなか、特に留意すべき点が明らかになってきているところである。これらの留意点のうち、下記の2つの事項に関しては海外 M&A 等を進めるうえで実務上、注意すべき事項と考えられる。

2. 一定の外国子会社株式の譲渡益の適用対象金額からの控除(租税特別措置法第39条の15第1項五号及び第2項十八号)、いわゆる PMI Exemption (以下、「本制度」) に関する留意点

日系企業が買収した外国企業は、ペーパーカンパニー等を介在させた企業グループを形成している場合が少なくない。本制度は、このようなペーパーカンパニーをクロージング後において整理する際の一定の株式譲渡益が合算課税の対象となり得ることから、かかるペーパーカンパニーを存置する一因となっているという状況に対応するため、平成30年税制改正によって導入された制度である(財務省平成30年度税制改正の解説には以下の記述がある¹)。

外国企業を買収した場合、その傘下にペーパー・カンパニー等が存在する場合があるわけですが、このようなペーパー・カンパニー等を整理することは、企業の税務コンプライアンス上も、また、買収後の企業経営上も重要であると考えられます。しかし、ペーパー・カンパニー等を整理した場合に生ずる所得が本税制による合算課税の対象となることが、ペーパー・カンパニー等を存置する一因となっているという状況を踏まえ、ペーパー・カンパニー等において生ずる所得に対する適切な課税を確保しつつ、本税制がペーパー・カンパニー等の整理を阻むことのないよう、整理に当たって生ずる一定の株式譲渡益について、適用対象金額の計算上控除する措置が講じられました。具体的には、一定の外国関係会社の各事業年度における特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額はその適用対象金額の計算上、控除されることとされています。

本制度の要件で留意すべき項目は以下のとおりである。

a) 特定部分対象外国関係会社の株式等の譲渡益に限定されていること

会社単位の合算課税の適用を受ける外国子会社による、他の外国子会社株式の譲渡による譲渡益は、当該外国子会社がその後に解散をすることなどを条件に適用対象金額から控除される。しかしながら、その株式が譲渡される当該他の外国子会社は「部分対象外国関係」に限定、つまり租税特別措置法第

¹ 「財務省平成 30 年度税制改正の解説」 国際課税関係の改正 pp.683-684

66条の6第2項三号に規定する「経済活動基準」を満たす外国子会社に限定されていることには特に留意が必要となる。したがって例えば、外国関係会社であるペーパーカンパニーAがペーパーカンパニーBを有し、ペーパーカンパニーBが部分対象外国関係会社であるC社の株式を保有している場合には、ペーパーカンパニーAによるペーパーカンパニーBの株式譲渡益については、本制度の適用対象外となる。企業集団グループにおいて複数のペーパーカンパニーが介在していることは必ずしも珍しいことではなく、そのような複数のペーパーカンパニーの整理には、本制度による特例の適用のみでは難しい点には留意すべきであろう。

b) 支配関係発生日に直接有している部分対象外国関係会社の株式に限定されていること

上記 a)にも関係するが、本制度は日本親会社が外国関係会社との間で支配関係を生じさせた日、すわなち買収のクロージング日において、当該外国関係会社が直接有していた部分対象外国関係会社に株式の限定していることにも留意が必要である。したがって、例えば上記 a)の例で、ペーパーカンパニーBを清算して部分対象外国関係会社 C 社の株式をペーパーカンパニーA に現物分配する際の譲渡益は本制度の対象になり得るが、その後のペーパーカンパニーA による部分対象外国関係会社 C 社の株式の処分に係る譲渡益については本制度の対象外となる。何故ならば、ペーパーカンパニーA は買収日において部分対象外国関係会社 C 社の株式を有していないからである。

3. 異常超過利益の部分合算課税(受動的所得以外の所得の合算)

平成 29 年税制改正による部分合算課税の範囲拡大で導入された、異常超過利益(租税特別措置法第 66 条の 6 第 6 項十一号)は、同項の規定による部分合算課税の一般的な理解が、「一定の受動的所得に対する課税」であることから、見落とされがちになるのではないかと考えられる。同号による課税が想定される事例の一つとして、平成 29 年税制改正大綱の公表後に本ニュースレターの 2016 年 12 月の特別号²に記載したとおり、事業や固定資産の売却益が生じた事業年度において異常超過利益が生じることが考えられるが、これは現実的に問題となりそうである。

具体的には、経済活動基準を満たす実体のある外国子会社が、その事業を売 却して売却益を認識するケースとなる。異常超過利益の金額は、基本的には その事業年度の所得の金額から、部分合算課税の対象となる所得(後述のと おり、若干の差異はある)を控除した金額が、その事業年度末の貸借対照表 の総資産の額(減価償却累計額を加算)とその事業年度の人件費の額の合計 額の 50%を超過する金額とされている。当該控除される部分合算課税の対象 となる所得には、無形資産等の譲渡益は除かれる(同項九号により部分合算 課税の対象となる無形資産等の譲渡益は、自ら行った研究開発の成果に係る 無形資産等に限定されるが十一号の異常超過利益から控除される無形資産等 の譲渡益は全ての無形資産等の譲渡益が該当する)。つまり無形資産等の譲 渡益は異常超過利益の金額を構成しないことになるが、"無形資産等"は、 「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しく はこれらに準ずるもの」に限定されている。また、固定資産の譲渡益につい ても控除の対象とはならない。したがって、事業譲渡による利益のうち、顧 客リストやのれん、不動産に関連する金額については、異常超過利益を構成 すると考えられる。さらに、事業譲渡を行った事業年度の末日における総資 産の額は相当程度少なくなっていると考えられることから、"事業年度末の 貸借対照表上の総資産(減価償却累計額を加算)の 50%"も微々たる数字に なることも想定される。この点、当該事業年度が残余財産の確定の日を含む 事業年度である場合には前事業年度末の貸借対照表上の総資産の額になるが (租税特別措置法施行令第39条の17の4第28項)、①法人の解散によっ

² 本ニュースレター2016 年 12 月特別号 https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter 161212 CorporateTaxGlobalUpdate ex.pdf

て事業年度が終了するとみなされること(法人税法第 14 条第 1 項一号)、②解散後に事業譲渡を行ったとしても、シンガポールや香港など、現地税務申告の関係から解散後、清算結了まで期間を要する国も少なくなく、全部の事業譲渡を行った事業年度中に残余財産が必ずしも確定しないという問題もある。以上のことから、事業譲渡や不動産の譲渡を行った事業年度については異常超過利益の合算課税には注意が必要となろう。

その他、異常超過利益の部分合算課税は、「実体あれば(経済活動基準を満たす)受動的所得以外の課税なし」という基本的な整理の枠外であることから、十分な実体を有しているが多額の設備投資を要しない事業を営む外国子会社については留意が必要になる。

最初のページに戻る

2. アジア

中国

最高人民法院、深圳市及び西安市に国際商事裁判所を設立

2018年6月29日、最高人民法院により深圳市に第一国際商事裁判所、西安市に第二国際商事裁判所が設立された。同日付で公表された国際商事裁判所設置に関する規程(以下、「本規程」)において定められている国際商事裁判所の概要は以下のとおりである。

国際商事裁判所の概要

国際商事裁判所の地位:国際商事裁判所は最高人民法院の一部門であり、同法院と同等の地位を有する。そのため、国際商事裁判所においてなされた判断につき当事者は上訴することはできず、国際商事裁判所による判断が最終的な拘束力を有することとなる。

管轄:国際商事裁判所は、①請求額が3億人民元以上であり、かつ当事者が 最高人民法院の管轄に服することに合意した国際商事事案の第一審、②高級 人民法院の管轄に服する国際商事事案のうち、最高人民法院の承認を得て高 級人民法院が国際商事裁判所に移送した事案の第一審、③中国国内において 重要性を有すると判断された国際商事事案の第一審、④本規程に定められる 仲裁機関の暫定措置に係る申立て、並びに仲裁判断の執行及び取消しの申立 て、⑤国際商事裁判所に係属することが適切であると最高人民法院が判断し た国際商事事案について管轄権を有する。

証拠手続:国際商事裁判所においては、中国国外において作成された証拠であっても認証は不要であり、また、当事者の合意がある場合には英語で作成された証拠の中国語への翻訳も不要とされる。また、証拠収集及び証拠調べはオーディオビジュアルその他の通信機器を通じて行うことができる。

訴訟手続の電子化:訴訟手続の促進のため、訴状等の書類の提出・交換・審理・送達、諸費用の支払い、問合せ、尋問手続等のための電子システムが導入される。

準拠法: 当事者間で準拠法の合意がある場合には、国際商事裁判所はその法律を準拠法として裁判を行う。外国法の確認が必要となる場合には、国際商事裁判所は国際ビジネスに係る専門家委員会を設置し、当該委員会からの助言を受けつつ裁判を行うこととなる。

調停機関及び仲裁機関との連携:国際商事裁判所と同一の建物の中に調停機関及び仲裁機関が設置され、これらの機関と国際商事裁判所との間で連携がとられている。事案が国際商事裁判所に係属すると、当事者は国際商事裁判所から調停又は仲裁による解決を提案され、当事者の合意がある場合には当

該事案は調停機関又は仲裁機関に係属することとなる。また、国際商事裁判 所は仲裁の中でなされた和解及び仲裁判断の執行権限、及び仲裁に係る暫定 措置の許可権限を有している。

外国企業にとっての国際商事裁判所の意義

中国において事業を営む外国企業にとって、国際商事裁判所による紛争解決は有効な手段のひとつとなることが期待される。国際商事裁判所による紛争解決を望む場合には、その事案が国際商事裁判所の管轄に属するか否かにつき専門家によるリーガルアドバイスを受けることが望ましい。

最初のページに戻る

ベトナム

国会が新競争法を採択

2018円6月12日、ベトナム国会が、新競争法(以下、「新法」)を採択した。新法は、2019年7月1日に発効する。新法は、その適用範囲を拡大し、反競争的合意に対するこれまでとは異なるアプローチ、市場支配の判断に関する新しい考え方、及び新しい企業結合基準を導入する。主要な変更点は以下のとおりである。

1. 適用範囲の拡大

新法は、行為地にかかわらず、ベトナム市場の競争に影響を与える又は与える可能性のあるすべての反競争的合意及び経済的集中に適用される。適用範囲には、国内及び外国の個人、代理人及び組織による行為のいずれも含むため、ベトナム市場の競争に影響を与える可能性のあるベトナム内外の活動に従事する主体は、今後新法の域外適用を考慮に入れる必要がある。

2. 反競争的合意の分析アプローチの変更

新法は、合意が反競争的であるか否かの判断において、従前の合計市場占有率30%という基準を撤廃した。新法においては、価格協定、顧客割当、生産制限、入札談合、市場参入回避、及び市場参加排除を含む水平的合意が、新たに反競争的合意とされ、これらの行為は、いかなる場合でも違法となる。その他の水平的合意も、市場に「重大な反競争的影響」を与え、又は与える可能性がある場合、禁止される。

垂直的合意については、入札談合、市場参入回避及び市場参加排除に係る合意は禁止される。その他の垂直的合意も、市場に「重大な反競争的影響」を与え、又は与える可能性がある場合、禁止される。ベトナム競争法が水平的合意と垂直的合意を区別するのは今回が初めてであり、特筆するに値する。

市場に重大な反競争的影響を与え、又は与える可能性があるか否かは、以下を含む多岐にわたる要素を基に判断される。

- 合意当事者の市場支配割合
- 市場参入及び市場拡大障壁
- 研究、開発、技術革新に係る制約
- 技術的な将来性に係る制約

現在の市場支配力に基づく判断から市場への影響度に着目した判断への移行は、これまで以上に反競争的合意を扱うベトナム競争委員会の裁量に依拠することを意味する。

反競争的合意にかかる規制のもう一つの重要な変更は、課徴金減免制度の導入である。反競争的合意に関与した企業は、当局による捜査開始の判断に先立ち、その関与を自発的に当局に対して報告した場合、適切な報告を行った最初の3社に限り、課徴金減免を受ける権利を得ることができる。課徴金減免制度の導入は、国際的な実務に従ったもので、反競争的合意の報告を促す効果が期待されている。

3. 市場支配を判断する「重大な市場支配力」要素の導入

市場占有率30%という基準に加え、新法は、企業が市場支配しているか否かを判断するための「重大な市場支配力」という新しいコンセプトを導入する。企業の重大な市場支配力を判断する要素は、以下を含むとされる。

- 需要/供給市場への参入及び支配可能性
- 企業の規模及び財務力
- 技術又はインフラに対するアドバンテージ
- 企業の知的財産に係る権利、所有権及びその使用

上述のとおり、市場占有率基準は、企業が関連する市場において市場支配力を保持しているかの判断にかかる初期的な基準であり続けるが、この市場占有率30%という基準は、国際的な基準と比べると低いものとなっている。

4. 経済的集中にかかるアプローチの変更

新法は、「重大な反競争的効果」を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるすべて の経済的集中を禁止する。これまでの、専ら結合企業の合計市場占有率に依 拠したアプローチからの変更である。経済的集中の反競争的影響に目を向け たアプローチへのこのような方向転換は、その他の主要法域における反競争 法に合致するものである。

合併に関する報告基準について、新法は以下に基づくより具体的な基準を定めている。

- ベトナム市場における各結合企業の総資産
- ベトナム市場における各結合企業の売上
- 取引総額
- 関連市場における結合企業の合計市場占有率

新法は、報告基準となる実際の金銭的価値又は市場占有率の明確な数値を提示していない。詳細は、ベトナム政府のガイドラインを待つことになる。

経済的集中の禁止及び報告基準にかかるアプローチの変更に加え、新法は、禁止された経済的集中の例外規制を撤廃した。企業が合併、統合、買収又はジョイント・ベンチャーに関与することは、禁止取引に該当する限りにおいて、もはや例外なく新法により禁止されることになる。

5. 規制当局の再編

新法において、かつての規制当局であったベトナム競争庁及びベトナム競争評議会は、国家競争委員会(NCC)という一つの組織に統合される。商工省(MOIT)は、競争法の管理について引き続き責任を持ち、NCC は、競争管理、組織的捜査、競争法関連事案の処理、例外申請の分析及び経済的集中について MOIT を支援する役割を担う予定である。

6. 国家競争委員会の判断の公表

例外適用の判断、競争法関連事案の処理にかかる判断等の競争法関連事案にかかる NCC による主要な判断は、その発効後 90 日間、NCC のウェブサイト上で公表される予定である。当該判断に含まれる国家機密情報又は事業機密情報は、公表に先立ち黒塗りされる。

このような過去の判断が、将来の事例に対して先例的価値を持つか否かは定かでないが、NCCが将来の事例に対して採りうるアプローチの有用な指標となり得るだろう。

最初のページに戻る

香港

少数株主保護を目的とした、公開買付・合併・自己株式取得 コードの改正

2018 年 7 月 13 日、証券先物委員会(Securities and Futures Commission)(以下、「SFC」)が、公開買付・合併・自己株式取得コード(以下、「コード」)の改正案に関する最終決定(以下、「本決定」)を発表し、改正は同日に施行された。本決定では、例えば、現在進行中の取引で公表済のもの等、この時期の改正が問題を生じさせる場合、当局と協議の上全当事者にとって公平となる解決策に至るよう努めなければならない、とされている。今回のコード改正は、株主の保護を厚くし、コードの適用を受ける企業について画一的な取扱いをすることを目的としている。また、一部の改正については、SFC の近時の実務の変更を反映したものである。

今回のコード改正の主要な点は以下のとおりである。

1. ホワイトウォッシュ・ウェーバー(whitewash waiver)の承認と買付取引の承認に異なる議決権割合を設定

この点について、以下の改正が行われた。

- (a) ホワイトウォッシュ・ウェーバー(支配権の変動後に課される全株主を対象とした公開買付義務の免除)を行うために必要な独立株主の賛成割合を、「過半数」から「4分の3以上」とした。
- (b) 買付取引について、別途独立株主の「過半数」の賛成を必要とする 明文の要件を追加した。

ホワイトウォッシュ・ウェーバーが行われると、買収対象会社の株主が、買収対象会社の支配権変動後にその保有する株式についての公開買付を受ける機会を奪われることになる。このため、SFCは、ホワイトウォッシュ・ウェーバーの要件を厳しくすべきであると考えている。他方、買付取引については、香港上場規則の賛成要件(過半数)とコードの要件の不一致を避けるべく、SFCはコードの要件は過半数とすべきと判断した。

買付取引が過半数の賛成により可決されたが、対応するホワイトウォッシュ・ウェーバーが4分の3以上の賛成を得られず否決された場合であっても、ホワイトウォッシュ・ウェーバーにかかる条件が放棄可能なものである限り、買付者は、公開買付を実施することにより、買付取引を進めることができる。

2. 強制買取制度が無い法域で設立された買収対象会社の上場廃止

中国企業のように、強制買取制度の存在しない法域で設立された買収対象会社の少数株主を保護し、また、コードの適用を受ける全ての企業について画ー的な取扱いを行うため、公開買付・合併コード(以下、「**公開買付コー**

ド」)2.2(c)条(非上場化の承認決議において、買付者が強制買取権を行使することを条件とすることを義務付ける規定)の適用がSFCから免除される前提として、公開買付を通じて、それらの会社を香港において非上場化するため、買収者は、以下の手段を講じなければならないこととされた。

- (a) 非上場化の決議が、特別利害関係の無い株主の有する議決権のうち 90%以上の賛成により可決されていること。
- (b) 公開買付が、無条件になり又は無条件であると宣言された後、公開 買付コード 15.3 条によって通常必要とされている期間 (14 日) よ りも長い期間、株主の承諾を受け付けていること。
- (c) 提案を受け入れていない株主に対し、延期されたクロージング日及 び提案を受け入れないことの影響が書面により通知されること。

なお、これらの要件は、コードの適用を受ける不動産投資信託(REIT)にも 適用される。

3. 有価証券の保有割合と取引の開示

本改正は、関連する有価証券の保有割合及び取引に関する開示規制の射程を 明らかにし、また、いくつかの手続を緩和している。

- (a) 買収者は、買付期間の開始時に、全ての公開買付(すなわち、有価証券を対価とする場合、及び現金を対価とする場合のいずれも)において、関連する有価証券の詳細を公表しなければならないことを明確化した(改正公開買付コード3.8条)。
- (b) 買収対象会社が REIT である場合において、買収対象会社の関係会社のうち、関係会社("associate")の定義規定にいうところの(7)又は(8)に該当する者(REIT の受託者及び REIT の管理会社)は、自己の有価証券保有割合及び取引について、買収対象会社の経営陣による開示書面において公開しなければならない、という既存の実務を成文化した(コードの新 Schedule 4, 3(p)項)。
- (c) 関連有価証券の取引に関する開示の期限を、当該取引の実行日の翌 営業日の午前 10:00 から正午に延長した。米国時間で行われる取引 については、開示の期限を取引実行日の 2 営業日後とした(改正公 開買付コード Rule 22, Note 5 及び Rule 22.4)。
- (d) 買収者、買収対象会社、フィナンシャル・アドバイザーのそれぞれに対し、関連有価証券の取引の開示義務を課す規定を削除した。取引情報の開示は、所定のフォームを SFC に提出することによってなされなければならない。 SFC は、当該開示書類を SFC 及び香港証券取引所のウェブサイトで公表させる(改正公開買付コード Rule 22, Note 6(a))。

4. その他の改正

その他、SFCの既存の実務上の運用を明文化する改正がなされた。

- (a) 買付期間中の会議における情報の伝達(公開買付コード 8.1・2 項、 同3項)
 - (A) 「会議」の意味を明確化し、インタビュー、ディスカッション 又は相対、電話若しくはその他の電磁的手段によりなされたあ らゆる会合が含まれると定めた。

- (B) 会議中に配布された全ての印刷物に、新たな重要な情報又は重大な新たな意見が一切含まれないことをファイナンシャル・アドバイザーが確認しなければならないことを定めた。
- (b) 作成元及び翻訳の確認(公開買付コード Rule 8.6、9.3、9.4 及び 12 の新たな Note)
 - コードの適用を受ける文書(以下、「**コード文書**」)の作成者が、 当局に対し、翻訳の正確性、当該文書の作成元及び当局が確認した バージョンからの重大な変更の不存在についての証明を提供しなけ ればならないとする既存の実務上の運用を明文化した。
- (c) コード文書中の過去の財務情報 (コードの Schedules I、II 及び III の新たな Note)

当局の負担を減らし、コード文書の分量を削減するため、買収者又は買収対象会社が香港証券取引所に上場している場合においては、当該買収者又は買収対象会社は、香港上場基準に従って作成された文書を参照して(同様の情報をコード文書上で再掲することなく)、過去の財務情報をコード文書に組み込むことができる。

最初のページに戻る

3. 欧州

EU

第5次マネーロンダリング指令を施行

EUの第5次マネーロンダリング指令(以下、「AMLD5」)が施行された。 各加盟国は、2020年1月20日までにAMLD5に基づく国内法整備の義務を 負うとされている。AMLD5は顧客デューディリジェンスが厳格化されている など、実務上の影響が大きい。以下、主な変更点を紹介する。

- 1. **適用範囲の拡大**: AMLD5 は、仮想通貨取引業者、電子マネー業者、税 務関連サービス事業者及び(取引額が 10,000 ユーロを超える取引を行う) 美術品取引事業者にも適用される。
- 2. **EU 域内に所在する会社の実質的所有者に関する登録情報の公開**:第4次マネーロンダリング指令の下で作成された実質的所有者に関する登録情報が一般に公開される。情報にアクセスしようとする者は、情報を取得するための正当な利益を示す義務はないものとされた(ただし、信託等の実質的受益者に関する情報については、開示を求める正当な利益を有する者等一部の者に限り開示される。)。登録を義務付けられる法人等は、顧客の実質的所有者に関する情報について、後述の顧客デューディリジェンスにおいて発見された事項と登録情報に相違があることを発見したときは、当局に通知しなければならない。欧州委員会は、2021年3月10日までに登録情報の相互接続を行うこととされている。
- 3. **顧客デューディリジェンスの強化**:ハイリスク国(欧州委員会によりマネーロンダリングのおそれが特に高いものとして指定された第三国)所在の顧客に関して、より厳格なデューディリジェンスの実施が求められることとなる。なお、AMLD5の下では、各加盟国は、より厳格な措置の実施を求めることができる(たとえば、初めて取引を行う場合には、EU域内又は EU と同水準のマネーロンダリング規制を導入している国に開設された銀行口座を用いるよう求めることが考えられる。)。さらに、各加盟国は、AMLD5が求めるよりも厳格な顧客デューディリジェンスを求めることができるとされている。

また、デューディリジェンスの際に、実質的所有者に関する登録情報を 閲覧すべき義務が課される。

- 4. **PEPリストの作成**:加盟国は、重要な公的地位を有する機関及び職務 (PEP)のリストの作成を義務付けられることとなる。なお、EU も同様のリストを作成を行うこととされており、EU 作成に係る当該リストと各加盟国レベルのリストの統合が予定されている。
- 5. 銀行預金口座及び貸金庫に関する規制:銀行口座、預金口座及び貸金庫の匿名利用は禁止されることとなる。各加盟国は、2020年9月10日までに、銀行口座、預金口座及び貸金庫の実質的な利用者の情報に関する登録簿の作成(又はデータベースの開設)が義務付けられている。当該登録簿又はデータベースは、金融情報部門(FIU)及び各国当局によるアクセスが認められることが予定されている。
- 6. **不動産所有者に関する情報へのアクセス確保**:不動産所有者に関する情報について一元管理され、公的機関によるアクセスが可能となるように設定される。
- 7. プリペイドカードの利用における本人確認義務の厳格化:従来、250 ユーロ以下のプリペイドカード利用については本人確認義務はないとされていたところ、AMLD5では、プリペイドカード利用者の本人確認義務が厳格化された(具体的には、(i)対面取引においては150ユーロを超える場合、(ii)オンライン取引においては50ユーロを超える場合に、利用者の本人確認義務が生じる。)。これらの本人確認義務の基準額は、各加盟国によってより厳格なものに設定することも可能とされている。
- 8. **FIU の権限強化・当局間の連携等の促進**—金融情報部門(FIU)の権限強化並びに当局間の連携及び情報共有の促進が図られている。たとえば、FIU は、上記 5.の銀行口座情報データベースにアクセスできることとなる。

なお、「実質的所有者」該当性の判断基準の厳格化についても議論されているが、今般の AMLD5 においては、当該基準の厳格化は盛り込まれなかった。

最初のページに戻る

英国

確定版コーポレートガバナンス・コードの公表

英国の財務報告評議会(Financial Reporting Council(以下、「FRC」))は、2017年12月5日にコーポレートガバナンス・コードの改定案(以下、「改定案」)を公表し、意見募集手続を行っていた³。今般、FRCは、意見募集に寄せられた意見へのフィードバックと共に、コーポレートガバナンス・コードの2018年確定版(以下、「確定版」)及び取締役会の有効性に関連するガイダンスを公表した。確定版は、2019年1月1日以降に始まる会計年度から適用され、コードの順守に関する最初の年次レポートの公表は2020年に求められることとなるが、FRCは、2019年においても、新たに規定された各則4(株主総会において、取締役会提案の議案に対して20%超の反対があった場合に適用される透明性要件)を遵守し、確定版及びガイダンスが将来の報酬制度に与える影響を検討すべきとする。

確定版はおおよそ 2017 年 12 月に発表された改訂案と同内容であるものの、 意見募集のプロセスにおいて寄せられた意見に基づきいくつかの点で大きな

³ 改定案の概要については、本ニューズレター2018年1月号を参照されたい。 http://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wpcontent/uploads/Newsletter 180131 CorporateTax GlobalUpdate 18 J.pdf

変更が加えられている。本稿では、そのうち、取締役の独立性要件、報酬委 員会の役割に関する変更を取り上げる。

取締役の独立性-独立性要件及び議長に関する9年在職ルール

FRCが、改定案において提案していた取締役の独立性要件の修正案に対しては、肯定的な意見がごくわずかであったため、FRCは、確定版において一定の譲歩を行った。すなわち、①取締役の独立性を否定する一定の基準を満たす取締役につき、実際に独立性が認められるか否かを決定するにあたって、取締役会に裁量を認めるとする点、②取締役会議長は、その指名の際に独立性の基準を満たしていれば足りるとする点、及び③取締役会の半数が独立非業務執行取締役であることを求める要件につき議長を対象から除外する点については、現状のルールを変更しないこととされた。

他方で、改定案において提案されていた議長の最長在任期間については、FRC は譲歩しておらず、議長は最初に取締役会に指名された日から9年を超えてその地位に留まるべきではないとする新たな規定(各則19)を定めた。議長が、指名の時点で非業務執行取締役であった場合等においては、後継者への承継や取締役会におけるダイバーシティの促進のために、一定期間の延長ができるとしているが、その場合には明確な説明が必要とされる。議長の在任期間の制限が導入されると、FTSE350の企業の議長のうち60名(そのうち、FTSE100の企業の議長は19名)が影響を受けるとされ、英国上場企業への影響は非常に大きい。

報酬委員会の役割

改定案においては、報酬委員会の機能及び権限を強化することが提案され、同委員会が企業の報酬体系、従業員に関するポリシーやその実務を監督することとされていた(各則 33)。意見募集手続において示された意見の多くは、報酬委員会の機能及び権限の強化に懸念を示し、報酬委員会が担うこととなる実際の役割の明確化を求めた。かかる懸念に対応するかたちで、確定版の各則 33 では、報酬委員会の役割は、従業員の報酬及びそれに関連するポリシーの監督に限定されることとなり、従業員に関するその他のポリシー及びその実務の監視やその実施については、ガイダンスにおいて、取締役会に包括的な責任があるものとされた。

最初のページに戻る

本ニューズレターに 関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28F Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720 www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)及び ベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。 法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。